

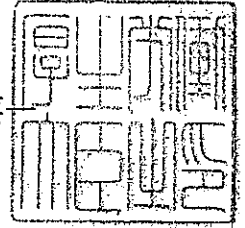
厚生労働省発職第0204001号

平成21年2月4日

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

厚生労働大臣 舩添 要



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（案）

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 雇用調整助成金制度の改正

- (一) 雇用調整助成金について、支給額を事業主が休業等に係る被保険者に支払った手当又は賃金に相当する額として厚生労働大臣の定める額の二分の一から三分の二の額に改めること。
- (二) 休業等に係る雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金が支給される日数の上限を一年間に百日から二百日、三年間に百五十日（中小企業緊急雇用安定助成金においては二百日）から三百日に改めること。
- (三) 雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件について、過去にこれらの助成金を受けたことがある事業主は支給対象期間が満了した日から起算して一年を経過していることとする要件を当分の間、適用しないこと。
- (四) 雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金について、労働者単位で一時間単位の休業を当分の間、支給対象とすること。

(五) 雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件について、休業規模に関する要件を当分の間、撤廃すること。

二 労働移動支援助成金制度の改正

(一) 当分の間、離職者住居支援給付金を支給するものとする。

(二) 離職者住居支援給付金について、雇用対策法に規定する再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けた事業主が、労働者の離職後においても、継続して住居を提供する又は住居に要する費用を負担した場合、対象労働者一人につき、当該住居の提供又は費用の負担の期間（その期間が六箇月を超えるときは、六箇月）について、住居の所在する都道府県の区分に応じて月額四万円から六万円を支給するものとする。

三 特定求職者雇用開発助成金制度の改正

(一) 特定就職困難者雇用開発助成金について、次のように改正するものとする。

イ 中小企業事業主が、身体障害者、知的障害者又は精神障害者を短時間労働者として雇い入れる場合の支給額を六十万円から九十万円に改めること。

ロ 中小企業事業主が、身体障害者及び知的障害者を雇い入れる場合（短時間労働者として雇い入れる場合を除く。）の支給額を九十万円から百三十五万円に改めること。

ハ 中小企業事業主が、重度身体障害者及び重度知的障害者、四十五歳以上の身体障害者及び知的障害者、精神障害者を雇い入れる場合（短時間労働者として雇い入れる場合を除く。）の支給額を百六十万円から二百四十万円に改めること。

二 中小企業事業主が、特定就職困難者雇用開発助成金の対象労働者を短時間労働者として雇い入れる場合（イからハまでの場合を除く。）の支給額を四十万円から六十万円に改めること。

ホ 中小企業事業主が、特定就職困難者雇用開発助成金の対象労働者を雇い入れる場合（イから二までの場合を除く。）の支給額を六十万円から九十万円に改めること。

(二) 緊急就職支援者雇用開発助成金について、中小企業事業主に対する支給額を三十万円（短時間労働者の場合は二十万円）から四十五万円（短時間労働者の場合は三十万円）に改めること。

(三) 高年齢者雇用開発特別奨励金について、中小企業事業主に対する支給額を六十万円（短時間労働者の場合は四十万円）から九十万円（短時間労働者の場合は六十万円）に改めること。

四 試行雇用奨励金制度の改正

- (一) 若年者等雇用促進特別奨励金を若年者等正規雇用化特別奨励金に改めることとし、平成二十四年三月三十一日までの間、支給するものとする。
- (二) 若年者等正規雇用化特別奨励金について、公共職業安定所長が安定した職業に就くことが著しく困難であると認め、かつ、二十五歳以上四十歳未満の求職者を、公共職業安定所の紹介により、当該者との間で期間の定めのない労働契約を締結して雇い入れ、引き続き六箇月以上雇用する事業主に対して新たに支給するものとする。
- (三) 若年者等正規雇用化特別奨励金について、公共職業安定所長が安定した職業に就くことが著しく困難であると認め、かつ、四十歳未満の新規学卒者であつて、内定の取消し又は撤回の対象となつた求職者を、公共職業安定所の紹介により、当該者との間で期間の定めのない労働契約を締結して雇い入れ、引き続き六箇月以上雇用する事業主に対して新たに支給するものとする。
- (四) 若年者等正規雇用化特別奨励金について、五十万円（中小企業事業主にあつては、百万円）を三年間にわたり三回に分けて支給するものとする。

五 育児・介護雇用安定助成金制度の改正

(一) 中小企業子育て支援助成金について、その支給期限を平成二十三年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日までに延長するものとする。

(二) 中小企業子育て支援助成金について、その支給対象となる労働者が二番目までに生じた場合から五番目までに生じた場合の事業主に対して支給するものとし、その労働者が二番目から五番目までに生じた場合の事業主に対する支給額を増額するものとする。

六 人材確保等支援助成金制度の改正

(一) 人材確保等支援助成金として、介護労働者設備等整備モデル奨励金を創設するものとする。

(二) 介護未経験者確保等助成金について、二十五歳以上四十歳未満であって安定した職業に就くことが著しく困難な者として職業安定局長が定める者を雇い入れた場合（短時間労働者として雇い入れる場合を除く。）に一人につき五十万円を二回に限り支給するものとする。

(三) 介護労働者設備等整備モデル奨励金について、移動用リフトその他の介護福祉機器の導入・運用計画を提出し、都道府県労働局長の認定を受けて、当該計画に基づき、介護福祉機器を導入し、適切な

運用を行った事業主に対し、当該機器の導入及び運用に要した費用の額の二分の一に相当する額を支給するものとする。

- (四) 平成二十四年三月三十一日までの間、派遣労働者雇用安定化特別奨励金を支給するものとする。
- (五) 派遣労働者雇用安定化特別奨励金について、派遣労働者との間で期間の定めのない労働契約又は六箇月以上の期間の定めのある労働契約を締結して雇い入れる派遣先の事業主に対し、当該労働契約が期間の定めのない場合は労働者一人につき五十万円（中小企業事業主にあつては百万円）、当該労働契約が六箇月以上の期間の定めのある場合は労働者一人につき二十五万円（中小企業事業主にあつては五十万円）を三年間にわたり三回に分けて支給するものとする。

七 障害者雇用に係る助成金制度の創設

- (一) 当分の間、障害者初回雇用奨励金を支給するものとする。
- (二) 障害者初回雇用奨励金について、過去三年間に障害者を雇用したことがない事業主（常時雇用する労働者が五十六人以上三百人以下である事業主に限る。）が身体障害者、知的障害者又は精神障害者を公共職業安定所の紹介により、継続して雇用する労働者（身体障害者及び知的障害者にあつては、

重度身体障害者及び重度知的障害者である場合を除き、短時間労働者を除く。）として雇い入れた場合に、百万円支給するものとする。

(三) 当分の間、特例子会社等設立促進助成金を支給するものとする。

(四) 特例子会社等設立促進助成金について、新たに設立された特例子会社の事業主又は重度障害者多数雇用事業所の事業主が障害者を継続して雇用する労働者（短時間労働者を除く。）として十人以上雇用した場合に、雇用する障害者の数に応じた額を支給するものとする。

八 地域の雇用機会の創出を図ることを目的とする交付金の交付
地域において、求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する取組を支援するため、地域の雇用機会の創出を図ることを目的とする交付金を都道府県に対して交付すること。

九 住居を喪失した離職者等に対する資金の貸付け
住居を喪失した離職者等の雇用の安定を図るための資金の貸付けに係る信用保証を行う一般社団法人又は一般財団法人に対して、当該信用保証に要する経費の一部の補助を行うものとする。

十 キャリア形成促進助成金制度の改正

(一) 訓練等支援給付金について、平成二十四年三月三十一日までの間、次のとおり支給するものとする。
こと。

イ 新たに雇い入れた被保険者等に認定実習併用職業訓練を受けさせる事業主に対し、当該訓練の運営に要した経費等について厚生労働大臣の定める方法により算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、四分の三）の額等を支給するものとする。

ロ 新たに雇い入れた被保険者等に有期実習型訓練を受けさせる事業主に対し、当該訓練の運営に要した経費等について厚生労働大臣の定める方法により算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、四分の三）の額等を支給するものとする。

ハ 派遣元事業主が紹介予定派遣（当該紹介予定派遣終了後、当該紹介予定派遣に係る派遣労働者（以下「対象派遣労働者」という。）が派遣先の事業主の事業所に通常の労働者として雇用される旨が約されているものに限る。）に係る派遣先の事業主と共同して作成する有期実習型訓練実施計画に基づき、対象派遣労働者に有期実習型訓練を受けさせる場合における派遣元事業主又は派遣先の事業主に対し、当該訓練の運営に要した経費等について厚生労働大臣の定める方法により算定した

額の三分の二（中小企業事業主にあつては、四分の三）の額等を支給するものとする。

第二 雇用対策法施行規則の一部改正

特定求職者雇用開発助成金について、次のように改正するものとする。

- (一) 中小企業事業主が、身体障害者、知的障害者又は精神障害者を短時間労働者として雇い入れる場合の支給額を六十万円から九十万円に改めること。
- (二) 中小企業事業主が、身体障害者及び知的障害者を雇い入れる場合（短時間労働者として雇い入れる場合を除く。）の支給額を九十万円から百三十五万円に改めること。
- (三) 中小企業事業主が、重度身体障害者及び重度知的障害者、四十五歳以上の身体障害者及び知的障害者、精神障害者を雇い入れる場合（短時間労働者として雇い入れる場合を除く。）の支給額を百六十万円から二百四十万円に改めること。
- (四) 中小企業事業主が、特定就職困難者雇用開発助成金の対象労働者を短時間労働者として雇い入れる場合（一）から（三）までの場合を除く。）の支給額を四十万円から六十万円に改めること。
- (五) 中小企業事業主が、特定就職困難者雇用開発助成金の対象労働者を雇い入れる場合（一）から（四）まで

の場合を除く。)の支給額を六十万円から九十万円に改めること。

第三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正

労働協約又は就業規則の定めるところにより、その雇用する労働者が小学校就学の始期に達するまでの子の養育又は介護に係るサービスを利用する際の費用の負担を軽減する措置を実施する事業所の事業主に對する育児・介護雇用安定等助成金について、平成二十一年二月一日から平成二十四年三月三十一日までの間は、子の養育に係るサービスを利用する際の費用の負担を軽減する措置の実施に要した費用の四分の一、介護に係るサービスを利用する際の費用の負担を軽減する措置の実施に要した費用の二分の一とするものとする。

第四 施行期日等

一 この省令は、公布の日から施行するものとする。ただし、第一の二については平成二十年十二月九日から、第一の六(二)については平成二十年十二月一日から、第三については平成二十一年二月一日から適用するものとする。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。

三 その他所要の規定の整備を行うものとする。